

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 2 年 5 月号

【新型コロナ】雇用調整助成金の要件について

前回は雇用調整助成金について紹介致しましたが、お問い合わせも大変多い為、今回はテーマを雇用調整助成金に限定し、どのような要件を満たせばどれほどの助成金が支給されるのかをまとめ、申請書類についてもお知らせします。

【対象となる事業主】

今回の特例措置での雇用調整助成金の対象となる「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、とは具体的に次のア・イを満たしていることが必要です。

ア 「新型コロナウイルス感染症の影響」とは

以下の理由により経営環境が悪化し、事業活動が縮小していることをいいます。

- ① 観光客のキャンセルが相次いだことにより、客数が減り売上が減少した。
- ② 市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売上が減少した。
- ③ 行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行ったことにより、売上が減少した、など。

イ 「事業活動の縮小」とは

売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近 1 か月間（計画届を提出する月の前月）の値が前年同月比で 5%以上減少していること。

【対象となる休業とは？】

- ① 労使間の協定によるものであること。
- ② 事業主が自ら指定した対象期間内（1年間）に行われるものであること。
- ③ 判定基礎期間における対象労働者に係る休業の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の 1/40（大企業の場合は 1/30）以上となるものであること（休業等規模要件）。

（例）判定基礎期間における所定労働延日数が 22 日、「所定労働時間」が 1 日 8 時間の事業所において、10 人の労働者が 1 日ずつ休業をする場合、「休業延べ日数」は 10 人×1 日 = 10 人日となります。この場合、 $10/220 > 1/40$ となるため、当該要件を満たすこととなります。

- ④ 休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第 26 条の規定（平均 6 割以上）に違反していないものであること。
- ⑤ 所定労働日の所定労働時間内において実施されるものであること
- ⑥ 所定労働日の全 1 日にわたるもの、または所定労働時間内に当該事業所における部署・部門ごとや、職種・仕事の種類によるまとめ、勤務体制によるまとめなど一定のまとめで行われる 1 時間以上の短時間休業または一斉に行われる 1 時間以上の短時間休業であること。

【4 月 25 日時点】さらに拡充されました

これまで数回要件の緩和と対象や支給率の拡充が行われてきた雇用調整助成金ですが、4 月 25 日時点でさらに拡充されることが発表されました。

拡充 1. 休業手当の支払率 60%超の部分の助成率を特例的に 10/10 とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の 60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に 10/10 とする。

拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること

○ 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること

①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること

②上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限る）

適用日：令和2年4月8日以降の休業等に遡及（4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用）

【速報】5月より電子申請が可能となります

通常、厚生労働省へ提出の雇用関係助成金については原則として申請書を用紙で提出することとし、都道府県労働局へ直接持ち込んで提出するか郵送で送るかのいずれかの方法により申請しなければなりません。

しかし今回の雇用調整助成金については相談件数・申請件数がこれまでにないほど殺到しており、用紙の提出のみでは行政の受付や処理にも時間がかかるため、給付の迅速化のために電子申請を認める方針であることがわかりました。5月中旬より実施予定とされており、実施以降に当法人へご依頼の場合には電子申請で対応させていただきます。

必要書類はPDF化して添付し、申請書への記載必要の38項目は変わらない見込みとなっています。緊急事態宣言の延長も見込まれている為、必要書類の受渡につきましても可能な限りメールでの添付もしくは郵送などをお願いすることが増えることと思いますがお力添えのほど宜しくお願い致します。

【手続】雇用調整助成金の必要書類について

計画届の必要書類（6月30日までは事後提出が可能です。）

	書類名	備考
1	休業等実施計画（変更）届	
2	雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書	【添付書類】 「売上」がわかる既存書類の写しでも可 (売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等)
3	休業協定書	労働者代表選任書を添付
4	事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可

支給申請の必要書類

	書類名	備考
1	支給要件確認申立書・役員等一覧	計画届に役員名簿を添付した場合に別紙の役員等一覧は不要
2	休業・教育訓練実績一覧表	自動計算機能付き様式
3	助成額算定書	自動計算機能付き様式
4	(休業等)支給申請書	自動計算機能付き様式
5	労働・休日の実績に関する書類	ア. 出勤簿、タイムカードの写しなど (手書きのシフト表などでも可)
6	休業手当・賃金の実績に関する書類	ア. 賃金台帳の写しなど (給与明細の写しなどでも可)

お問い合わせは当法人まで！